

○平成28年1月以降、マイナンバーを記載する手続きの例

【国民健康保険】被保険者の資格取得に係る届出、限度額適用認定証の申請
【後期高齢者医療】被保険者証の再交付申請、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請
【障害者福祉】身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付申請、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当などの認定請求、自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療）の支給認定申請、補装具費の支給申請、介護給付費・障害児通所給付費などの支給申請、重度心身障害者医療費助成金の受給資格者証交付申請
【児童福祉】妊娠の届出、保育所など入所手続きの申請（新規・継続）、児童手当・特例給付の申請（認定請求、額改定認定請求、現況届）、児童扶養手当の申請（認定請求、現況届）、養育医療の給付申請、ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証の交付申請、子どもすこやか医療費助成金受給資格者証の交付申請
【生活保護】生活保護の申請
【老人福祉】福祉の措置に係る申請、福祉の措置に係る費用の徴収額決定に係る申告
【介護保険】高額介護サービス費の支給申請、要介護認定・要支援認定の申請
【市営住宅】市営住宅の入居申込み、収入申告
【軽自動車税】障害者の軽自動車税の減免申請

※上記のほか、社会保障・税の分野における多くの手続きでマイナンバーの記載が必要となりますので、ご注意ください。

社会保障や税などの手続きでマイナンバーの利用が始まります
 手続きの際は、通知カードと運転免許証などをご持参ください（右ページ参照）



○通知カードの窓口交付を行います。

不在などにより受け取れず、郵便局での保管期限を経過した通知カードは市役所で3カ月間保管されます。保管されているカードは戸籍住民課で受け取りができますので、次により受け取りをお願いします。

- ▶**交付日時** ・ 3月31日(木)までの月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
 ・ 1月から3月までの第2・第4日曜日 午前9時～午後5時
- ▶**持ち物** ・ 本人および世帯員の場合
 受取りに来る方の運転免許証など本人確認できるもの（顔写真付きでないものは2点）
 ・ 代理人の場合
 「通知カードの本人」と「受取りに来る方」の本人確認できるもの（顔写真付きでないものは2点）、委任状
 ・ お持ちの方は郵便局の不在連絡票

■**ホームページ** 内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

■**マイナンバー総合フリーダイヤル**

☎0120-95-0178(無料) 平日 午前9時30分～午後10時
 土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時30分(年末年始12月29日～1月3日を除く)

■**問合せ先**

- ・ 通知カード、個人番号カード、コンビニ交付に関すること
 戸籍住民課 住民記録担当 ☎ 055(262)4111
- ・ そのほかマイナンバーに関すること
 情報政策課 情報化推進担当 ☎ 055(262)4111

教えて!マイナンバー No.5

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

○**マイナンバーの利用開始**

今月からマイナンバーの利用が始まり、社会保障や税などの分野における市役所の手続きの際に、マイナンバーの記載とマイナンバーおよび本人を確認する書類の提示が必要となります。9ページの「マイナンバーを記載する手続きの例」などの手続きを行う際には、お手数ですが、通知カードと運転免許証などの本人確認書類を持参してください。

なお、マイナンバーの利用が始まると、一部の手続きで所得証明書などの添付書類の提出を省略できるようになります。また、平成29年7月からは、国の機関やほかの自治体から発行された書類の添付が一部の手続きで省略できるようになります。

○**マイナンバーカード(個人番号カード)の申請を**

マイナンバーカードは、マイナンバーの記載が必要な手続きにおいて提示が求められる「マイナンバーの確認」と「本人であることの確認」が1枚でできるカードです。また、公的な身分証明書となるほか、コンビニでの住民票の写しや印鑑証明書の取得などに利用できます。さらに将来は、オンラインによる行政手続きや民間手続きに広く利用される予定です。

マイナンバーカードの取得は任意で、取得される場合の申請方法は通知カードに同封された「個人番号カード交付申請のご案内」に詳しく記載されていますので、ご覧ください。



マイナンバーカードの交付申請をする倉嶋市長



マイナンバーカードを申請する際には、通知カードを切り離してね

○**今後、マイナンバーを記載する手続きの際には、以下のとおり「a. マイナンバーの確認」と「b. 本人であることの確認」のための書類の提示が必要となります。**

a. マイナンバーの確認	b. 本人であることの確認
次の①～③のうちいずれか ①マイナンバーカード ②通知カード ③マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	次の①～③のうちいずれか ①マイナンバーカード ②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 などの書類(写真付き)のうち1つ ③上記①②が困難であると認められた場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 などの書類のうち2つ

※郵送による手続きを行う場合は、上記の書類またはその写しの提出が必要です。

※関連記事 裏表紙